

単純な労務に雇用される一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第65号

単純な労務に雇用される一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（」の次に「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び新潟市臨時職員に関する規則（平成6年新潟市規則第23号）第2条に規定する臨時職員を除く。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。